

## 令和4年第4回定例会 デジタル化推進特別委員会 委員長報告

議長の許可をいただきましたので、デジタル化推進特別委員会における最終報告を申し上げます。なお、議長へ提出した報告書の写しが、お手元に配付されていると思いますので、あわせてご参照ください。

本特別委員会は、令和3年第2回定例会の本会議において、より専門性を高め、議会の独自性の観点に立って執行機関との連携体制を強固にしつつ、デジタルトランスフォーメーションの推進による議会のデジタル化を推進することを目的として設置されたものであります。

令和4年3月8日までに、委員会と協議会を9回開催した調査・検討結果につきましては、令和4年第1回定例会での中間報告のとおり、Wi-Fi環境やデジタル端末の所有状況の確認、オンライン会議の試行や勉強会を行い、今後の検討課題といたしまして、①情報端末等を本会議や諸会議に持ち込むことについて、②本会議場や委員会室等の電源配線について、③ペーパーレス議会の推進について、④議会書庫のデジタル化について、⑤議会棟内の通信インフラの整備について、⑥狭山市議会オンライン会議システム運用規程等の検討について、⑦周辺機器の準備等その他の事項について協議を行っていくことといたしました。

そこで、令和4年6月15日、8月1日、11月24日、12月2日、12月5日の5回にわたり委員会や協議会を開催し、調査・検討を重ね、その結果、議会デジタル化推進方針（案）を策定するとともに、同方針（案）のグランドデザインを作成しましたので、ご報告いたします。

同方針（案）及びグランドデザインはあらかじめ配付させていただいておりますのでご了承ください。

それでは、議会デジタル化推進方針（案）についてご説明いたします。

まず、1. 方針策定の趣旨につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大は、ソーシャルディスタンスの確保や非接触・非対面を取り入れた新たな生活様式への移行など、デジタル化を加速させました。

こうした状況の中、ICT化を手段としてデジタル技術を活用し、変革を進め新たな価値を創造するDX（デジタル・トランスフォーメーション）が社会全体に求められており、狭山市議会においても、これらの変革に対応するため、本市議会のデジタル化について協議を進めてきたもので、議員力の向上はもとより、市民に寄り添った市議会となるように、デジタル技術等を活用し、時代に即した市議会へと変革を進めていくため、本市議会におけるデジタル化に関する基本的な考え方や方向性を示すため策定したものであります。

次に、2として、議会デジタル化のこれまでの取組を記載し、3. デジタル化を進めるための現状と課題につきましては、狭山市議会では、平成27年に、近隣市議会に先駆け議会グループウェアを導入し、FAXを使った連絡からの切り替えやグループウェアの掲

示板機能を使った情報共有など、議会デジタル化を進めてきました。

情報端末はBYOD（ビー・ワイ・オー・ディ）・個人所有の端末を利用することを原則に進めていますが、システム操作や電子データの閲覧は、端末の性能に依存することから、端末の起動時間やプラットフォームの差異によるアプリケーションの操作方法が異なるなどの状況が生じています。また、議員のICTリテラシーは、議員間で情報量や技術に相当の差があることから、議会デジタル化への理解が進まない要因の一つとなっています。

議会棟のネットワークは、総務省「三層の構え」の導入により、議員が市役所のネットワークにアクセスできなくなったことから構築したもので、それまで事務局職員が業務用に使っていた光回線を流用し、会派控室への配線やアクセスポイント設置を行っています。そのため、光回線の規格は10年以上前のままで、オンライン会議など動画の継続的な受信といった、今後のDX推進に向けて大きな支障となっています。

本市議会では、デジタル化を推進するにあたり、これらの課題を認識し目標・目的を明確に定めるとともに、デジタル化に必要な様々な基準を作成し、議会デジタル化を計画的に進めていくべきものと考えます。

次に、4. 基本姿勢につきましては、「狭山市情報化基本計画」が掲げる目的である「質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進する」ことを狭山市議会においても実現させるため、本市議会がデジタル化を推進する際の考え方と方向性を次の5つの基本姿勢として取り組みます。

#### （1）市議会のデジタイゼーション・デジタルイゼーション

環境保護につながるペーパーレスの促進、さらには議会関係者の働き方改革のため、過去の慣習に捉われることなく、デジタイゼーション・デジタルイゼーションに取り組むとともに、その取り組みが、狭山市や狭山市議会のDX推進につながるように、市議会のデジタル化を進めます。一例として、激甚災害等の発生時に物理的な参集を伴わずに会議を実施すること、執行部からの諸報告を受けること等が可能となります。

#### （2）情報セキュリティ対策と議会棟インフラ整備

狭山市議会が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティ対策の強化を推進します。また、本市議会においてもオンライン会議やオンライン面談が可能となるように、議会棟にインターネット接続環境を整備するとともに、環境維持のため、議会内での情報化推進員（仮称）設置等の人材育成、リスクマネジメント体制の整備を図ります。

#### （3）議員のICTリテラシーの向上とBPR

効率的な議会運営と市民ニーズにあったサービス実現のため、ICTの利活用を推進するとともに、狭山市議会内のICTガバナンスを強化し、適正かつ効果的に情報システムを活用します。また、業務プロセスを見直すことで、議会事務の簡素化と事務効率の向上を実現させ、議会運営コストの縮減を目指します。

#### (4) 市民等への議会情報提供

市議会議員一人ひとりが市民の代表として、情報技術を活用し、幅広く市民からの意見聴取を行い、市民ニーズや地域課題を捉え、狭山市の施策や議会情報の速やかな提供を様々な手法を通じて図ります。

#### (5) SDGsに貢献したデジタル化

狭山市議会では、議会デジタル化の推進にあたっては、狭山市総合計画の施策53「地域情報化の推進」が目指す姿を基本的な考え方とします。また、デジタル化は、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」ための重要なツールの一つであり、目標16「平和と公正をすべての人に」であることを理解し、本市議会の計画的なデジタル化を図ります。

次に、5. 本方針の推進強化期間につきましては、令和5年1月1日から令和9年4月30日までの4年間とします。

次に、6. 市長部局との連携につきましては、市長部局とは絶えず情報共有と合意形成を行い、情報化に関する社会動向を捉えた施策の展開に努めます。また、共通課題に対しては、連携を図り利便性の向上やコスト縮減等の効果を目指した施策を推進します。

次に、7. この方針の位置づけは、「第4次狭山市総合計画」を上位計画とした「第3次狭山市情報化基本計画」が掲げる目的である「質の高い市民サービスを提供するために、従来の枠組みを抜本的に見直したスマート自治体への転換を推進する」ことの実現を目指すための方向性を示すものとします。

ランドデザインにつきましては、本方針を実行することにより描くことができる姿を現したもので、5つの基本姿勢の具体的な項目を示したものとなっております。

以上が、当委員会の活動報告であります。

これまでの調査・検討結果を踏まえ、本方針（案）を策定できたことにより、去る12月5日の委員会で協議した結果、当委員会としての使命は、一定の成果が得られたものと判断し、全会一致をもって特別委員会としての活動を終了することと決定いたしました。

なお、次期においても特別委員会等を設置し、刻々と情勢が変化するデジタル化への対応を推進すべきである旨、申し添えさせていただきます。

以上で、デジタル化推進特別委員会の報告を終わりますが、何とぞ当委員会の決定どおりご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。